

特定健康診査等実施計画

(平成30年度～平成35年度)

レイズネクスト健康保険組合

平成30年4月1日

令和2年4月1日改正

背景及び趣旨

我が国は国民皆保険のもと世界最長の平均寿命や高い保健医療水準を達成してきた。しかし、急速な少子高齢化や国民の意識変化などにより大きな環境変化に直面しており、医療制度を持続可能なものにするために、その構造改革が急務となっている。

このような状況に対応するため、高齢者の医療の確保に関する法律に基づいて、保険者は被保険者及び被扶養者に対し、糖尿病等の生活習慣病に関する健康診査(特定健康診査)及びその結果により健康の保持に努める必要がある者に対する保健指導(特定保健指導)を実施することとされた。

本計画は、当健康保険組合の特定健康診査及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健康診査及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について定めるものである。

本計画は、第3期(平成30～令和5年度)における当健康保険組合の特定健診及び特定保健指導の実施方法に関する基本的な事項、特定健診及び特定保健指導の実施並びにその成果に係る目標に関する基本的事項について平成30年4月に定めたが母体企業である新興プランテック株式会社が令和元年7月1日にJXエンジニアリング株式会社と経営統合し、レイズネクスト株式会社となり、また当健康保険組合の名称も令和元年11月1日にレイズネクスト健康保険組合となったため令和2年4月1日に見直したものである。

なおJXエンジニアリング株式会社の被保険者及び被扶養者は令和2年4月1日に当組合に加入した。

当健保組合の現状

当健保組合は一般機械器具等の製造を主たる業としている事業所で構成されている。令和2年現在、事業所数は19で、それらは6つの都道府県に所在しているが各事業所の支店営業所は全国に点在しており、家族についても全国に点在している状況である。

- ・ 被保険者は2,544名平均年齢が44.31歳そのうち男性が9割弱
- ・ 被扶養者は2,511名平均年齢が33.22歳そのうち女性が7割弱

特定健診については、被保険者は労働安全衛生法(以下「安衛法」という)の規定に則った事業主健診からのデータ提供を受けることで、受診率100%を目指しているが平成30年度の受診率は97.95%となっている。また被扶養者については、67.85%、全体で86.7%となっている。

特定健康診断等の実施方法に関する基本的事項

1 特定健康診査等の基本的考え方

日本内科学会等内科系8学会が合同でメタボリックシンドロームの疾患概念と診断基準を示した。これは、内臓脂肪型に起因する糖尿病、高脂血症、高血圧は予防可能であり、発症した後でも血糖、血圧をコントロールすることにより重病化を予防することが可能であるという考え方を基本としている。

メタボリックシンドロームの概念を導入することにより、内臓脂肪の蓄積や、体重増加等が様々な疾患の原因になることをデータで示すことができるため、健診受診者にとって生活習慣の改善に向けての明確な動機付けができるようになる。

2 特定健康診査等の実施に係る留意事項

特定健康診査を実施するに当たっては、被保険者については、事業者健診との関係を考慮して行う。任意継続被保険者や被扶養者については、居住地は様々であり、受診の利便を考慮して行う。

また、健診の習慣づけに努める必要があるため40歳未満の被扶養者にも健康診断やがん検診に対して補助を行う。40歳以上のものが自ら受診した特定健診詳細項目について全額補助する。

3 事業者等が行う健康診断及び保健指導との関係

事業主健診では特定健診を含めて実施することとして当健保組合はデータを受領している。健診費用は事業主が負担する。ただし、任意継続の被保険者については被扶養者健診と同様に地元での健診機関の利用を案内して、受診を促している。

4 特定保健指導の基本的考え方

生活習慣病予備群の保健指導の第一の目的は、生活習慣病に移行させないことである。そのための保健指導では、対象者自身が健診結果を理解して自らの生活習慣を変えることができるように支援することにある。

I 達成目標

1 特定健康診査の実施に係る目標

平成 35 年度における特定健康診査の実施率を 90.0%とする。(国が定める単一組合の目標)
この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
被保険者	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	98.0%	98.0%
被扶養者	71.0%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%	75.0%
全 体	87.0%	88.0%	89.0%	90.0%	90.0%	90.0%

2 特定保健指導の実施に係る目標

平成 35 年度における特定保健指導の実施率を 55.0%とする。(国が定める単一組合の目標)
この目標を達成するために、平成 30 年度以降の実施率(目標)を以下のように定める。

(被保険者＋被扶養者)

(人)

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
全 体	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%

3 特定健診等の実施成果に係る目標

平成 35 年度において、平成 30 年度と比較したメタボリックシンドロームの当組合の該当者及び予備群の減少率を国が示す各医療保険者種別の目標に基づき 25.0%以上とする。

II 特定健康審査等の対象者数

① 特定健康診査

被保険者

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上対象者	1,356	1,356	1,587	1,587	1,587	1,587
目標実施率 (%)	95.0%	96.0%	97.0%	98.0%	98.4%	98.4%
目標実施者数 (人)	1,288	1,302	1,539	1,555	1,562	1,562

被扶養者

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上対象者	653	653	887	887	887	887
目標実施率 (%)	71.0%	72.0%	73.0%	74.0%	75.0%	75.0%
目標実施者数 (人)	464	470	648	656	665	665

被保険者＋被扶養者

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上対象者	2,009	2,009	2,474	2,474	2,474	2,474
目標実施率 (%)	87.0%	88.0%	88.4%	89.4%	90.0%	90.0%
目標実施者数 (人)	1,748	1,768	2,187	2,211	2,227	2,227

② 特定保健指導の対象者数

被保険者＋被扶養者

	平成 30 年度	平成 31 年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
40歳以上対象者	1,748	1,768	2,187	2,211	2,227	2,227
動機づけ支援対象者	160	152	176	168	160	148
目標実施率 (%)	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%
目標実施者数 (人)	48	53	70	75	80	81
積極的支援対象者	240	228	265	248	236	223
目標実施率 (%)	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%
目標実施者数 (人)	72	80	106	112	118	123
保健指導対象者計	400	380	441	416	396	371
目標実施率 (%)	30.0%	35.0%	40.0%	45.0%	50.0%	55.0%
目標実施者数 (人)	120	133	176	187	198	204

III 特定健診等の実施方法

1 実施場所

被保険者については事業者が事業所内での集団健診、または委託する健診業者が指定する医療機関で行う。保健指導も健診結果が出次第委託された健診機関が引続き行うものとする。

被扶養者については近隣で受診できるように、健保連が契約した健診機関に委託する。また、当健保組合が健診業務を代行委託する健診業者が指定する医療機関で行う。

2 実施項目

実施項目は、「標準的な健診・保健指導プログラム第2編第2章」に記載されている健診項目とする。

3 実施時期

実施時期は通年とする

4 委託の有無

(1) 特定健診

被保険者についてはいかに遠隔地にいる場合等であっても事業主が提供する健診機関での受診で推進する。任意継続の被保険者および被扶養者については地元で健診が受診できるように代表医療保険者を通じて健診機関の全国組織との集合契約を結び、代行機関として診療報酬支払基金を利用して決済をおこない全国での受診が可能となるよう措置する。

また、健康保険組合が健診業務を代行委託しているあまの創健の巡回健診や新潟県労働衛生医学協会に委託している集団検診での受診が可能となるよう措置する。

(2) 特定保健指導

上記(1)の特定健診と同様に、被保険者については事業主が提供する健診機関を利用する。任意継続の被保険者および被扶養者については、地元健診機関を利用する等により、もれなく対処できるように措置する。また、あまの創健巡回の利用者は健診日に保健指導初回面談を行えるよう措置する。

5 受診方法

被保険者については、事業主が行う定期健康診断または人間ドックの中で実施されることになる。この健診結果をもとに引続き特定保健指導を受ける。

任意継続の被保険者および被扶養者については地元での健診が受診できるように当健保組合が、特定健診等対象者分の受診券・利用券を送付する。当該任意継続被保険者・被扶養者は、受診券又は利用券を健診機関等に被保険者証とともに提出して特定健診を受診し、該当したら特定保健指導を受ける。受診時の窓口負担は0とする。

6 周知・案内方法

被保険者へは各事業主から、被扶養者へは健保より郵送で周知・案内を実施。また、当健保組合機関紙やホームページに掲載する。

7 健診データの受領方法

健診のデータは、契約健診機関から代行機関を通じ電子データを随時(又は月単位)受領して、当組合で保管する。また、特定保健指導についても同様に電子データで受領するものとする。

なお、保管年数は当保健組合が実施した分も含め、5年とする。

8 特定保健指導対象者の選出の方法

特定保健指導対象者の選出方法に基づいて、特定保健指導を効果的に実施していくこととする。

とりわけ現役被保険者については、事業所の協力が不可欠であることから、各事業所に対して業務時間中の派遣等の協力を要請する。

被扶養者については、健診受診率の向上を優先的に対応することとするが、受診しやすい環境づくりを引き続き検討することとする。

IV 個人情報の保護

当健保組合は、レイズネクスト健康保険組合個人情報保護管理規定を遵守する。

当健保組合及び委託された健診・保健指導機関は、業務によって知り得た情報を外部に漏らしてはならない。

当健保組合のデータ管理者は、常務理事とする。またデータの利用者は当組合の職員に限る。

外部委託する場合は、データ利用の範囲・利用者等を契約書に明記することとする。

V 特定健康診査等実施計画の公表・周知

本計画の周知は、各事業所への通知、機関誌での紹介を行うとともに、当健保組合のホームページに掲載する。

VI 特定健康診査等実施計画の評価及び見直し

当計画については、毎年健康管理事業推進委員会において進捗状況を検証する。

VII その他

当健保組合の職員ならびに構成事業所に所属する保健師等については、特定健診・特定保健指導等の実践養成のための研修に随時参加させる。